

番 号 : 150340

国 名 : タンザニア

担当部署 : アフリカ部アフリカ第二課

案件名 : 援助協調を通じた政策支援 (運輸・交通セクター) 【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 運輸・交通セクター (民間セクター政策支援)
- (2) 格 付 : 1号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年6月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 6.00M/M、合計 6.60M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第一次派遣	国内作業	第二次派遣	国内作業	第三次派遣	整理期間
5日	32日	1日	105日	1日	43日	5日

現地派遣は、2015年6月下旬～7月下旬、9月上旬～12月中旬、2016年1月下旬～3月上旬の3回を想定しています。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項記載を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月3日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 48点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 12点
 - ④その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務	援助協調、政策支援に関する各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

タンザニア国は、経済成長や地域統合の観点から、運輸・交通セクターの開発に重点が置かれている。タンザニアは、道路セクター政策として2003年に「国家運輸・交通政策（National Transport Policy: NTP）」、2007年に10ヶ年に亘る「運輸・交通セクター投資計画（Transport Sector Investment Programme: TSIP）」をそれぞれ策定している。TSIPでは、幹線道路網の整備に重点が置かれたため国際回廊についてはかなり整備が進んできたものの、重量物を運ぶトラックの走行のため損傷の激しい区間も多く、道路のメンテナンスや改修に多額の費用を要するなど課題となっている。このため、重量物の長距離輸送に関して鉄道へのシフトが必要であるとの認識のもと、中央鉄道のリハビリが進められている。また、ダルエスサラーム港は、東アフリカ、コンゴ民、ザンビア、マラウイの玄関口となる重要な港であるが、東アフリカの輸送量の急増から港の拡張や設備強化は不可欠となっている。タンザニア経済の中心地であるダルエスサラームでは急激な都市化の中で渋滞が深刻化しており、輸送時間・費用が高く、大きな経済損失を招いているばかりでなく、都市の競争力を低下させている。このため、2013年に新たに発表されたBig Results Now（BRN）では、ダルエスサラーム港を東アフリカの物流の玄関口と位置づけ西部に伸びる中央回廊を重点的に整備する計画である。

援助協調が進んでいるタンザニアでは、我が国をはじめ、EU、世界銀行、英国（DFID）、アフリカ開発銀行、アメリカ（USAID）等のドナーが運輸・交通セクターの開発パートナーグループ

（Development Partner Group: DPG）を形成している。DPGは、ドナー間で情報共有を行うとともに、タンザニア政府の運輸・交通セクターの課題に対する提言や支援に向け、タンザニア政府との定例会合や、インフラセクターレビュー年次会合を通じて政策対話に取り組んでいる。我が国は、2012年5月より同DPGの議長国を務めており、政府との政策対話においてDPGの中心的役割を果たしている。また、タンザニアでは、援助効率向上と政府のオーナーシップ強化の観点から、中核となる援助モダリティとして財政支援が導入されている。

2006年以降、タンザニアでは有償資金協力により財政支援及び道路整備事業を実施しており、今後も同スキームを活用し、より幅広く運輸・交通セクターの案件形成に取り組む予定である。また、JICAが実施した「全国物流マスタープラン調査」（2011～2013）では、将来的な物流需要や東アフリカ域内の国際回廊競争力強化という視点で物流円滑化に向けた総合的マスタープランの策定を行った。同マスタープランでは、これまで開発の中心であった道路に加えて港湾、鉄道に対する支援強化が提言され、これらのセクターでの大型のインフラ案件の検討を今後進める予定である。また、民間セクター分野の新規財政支援案件を世銀との協調融資で進める方向で検討しており、その中で港湾業務の円滑化/通関業務改善、地方道路政策など運輸・交通セクターの政策・制度改善にも取り組む予定である。

JICAはタンザニア国の運輸・交通セクターを支援するために、これまで、「援助協調を通じた運輸・交通セクター政策支援専門家」を2012年5月～2015年3月の約3年間派遣し、鉄道や港湾部門改革の政策対話や道路セクターの重要課題である滞納金問題への対処を進めた他、農村道路開発計画の改善などに取り組み一定の成果を挙げた。

他方、増大する開発ニーズの中で運輸・交通インフラの円借款案件を戦略的、迅速かつ的確に形成・実施するためには政府との効果的な政策対話や他ドナーとの協調が不可欠であり、セクターの現状分析及び課題解決に向けた政策提言及び技術支援が欠かせない。本専門家は、JICAが実施する運輸・交通セクターの支援に関して政策及び技術面から支援し、新規円借款案件の形成を促進する。また、運輸・交通DPGにおいて、現地ODATFの担う議長国としての業務について、セクター分析や予算分析の面から支援を行う。また、タンザニアの運輸・交通、物流を考える上で民間セクター及び産業開発の動向及びビジネス環境改善の動きと関連付けて考えることが重要である。については、一般財政支援に係る情報収集・助言等も業務の一環として必要となる。

7. 業務の内容

在タンザニア日本大使館・JICA タンザニア事務所と密接な協議・連携を行いつつ、以下の活動を行う。具体的担当事項は次の通り。

(1) 国内準備期間 (2015年6月下旬)

- ア 既存資料の収集と現状の整理・分析を行う。
- イ タンザニア国運輸・交通セクターや財政支援の課題、他の開発パートナーの動向を踏まえ、業務実施計画書（和文）を作成する。
- ウ 上記イで作成した業務実施計画書（和文）について、JICA アフリカ部や関係省庁と協議を行い、現地派遣期間中の業務実施方針等について確認する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2015年6月下旬～7月下旬)

- ア 現地業務開始時に JICA タンザニア事務所に業務実施計画書（和文）を提出し、業務計画の確認を行う。
- イ タンザニアにおける運輸・交通セクターや財政支援を取り巻く現状について、タンザニア政府や開発パートナーが主催する各種会合及び個別にヒアリングを通じて、以下の情報収集と分析を行う。
 - (ア) タンザニア政府の上位政策・計画に関する動向（BRN、運輸・交通セクター投資計画、5カ年開発計画、貧困削減戦略等）
 - (イ) タンザニア政府の開発プログラムの動向
 - (ウ) 他の開発パートナーの支援動向
- ウ 現地 ODATF の新規円借款案件（民間セクター分野の財政支援案件を含む）の形成を、以下のとおり支援する。
 - (ア) 実施機関等と協議を行い、JICA の対タンザニア支援方針に合致する候補案件の検討や関連情報の収集を行う。
 - (イ) 審査対象案件のファクト・ファイディング調査への支援（情報提供など）、審査補助（財務分析、経済分析に係る補完情報収集等）を行う。
 - (ウ) タンザニア政府のマクロ経済政策、開発政策及び他ドナーの支援方針に係る情報収集を行う。
- エ 現地 ODATF が担う運輸・交通 DPG の議長国としての業務を、以下(ア)～(ウ)の活動を通じて政策及び技術面から支援する。
 - (ア) DPG 会合に向けたタンザニア政府からの情報収集及び運輸・交通セクターにおける課題を抽出する。
 - (イ) 抽出された課題に対して開発パートナー及び政府関係者と意見交換を行いながら、解決策について合意形成を図る。
 - (ウ) 開発パートナーの支援内容を分析し、協調融資の可能性を含む、他開発パートナーとの効果的な連携について検討する。
- オ 開発パートナー国が参加する同国政府主催の定例・年次会合（Joint Technical Committee: JTC、セクターレビュー等）での政策対話・政策提言に向け、以下(ア)～(ウ)の活動を行う。
 - (ア) 会合前のタンザニア政府との事前協議や情報収集を通じて、定例・年次会合での検討課題を運輸・交通政策及び技術面の観点から分析、とりまとめる。
 - (イ) 上記(ア)に加えて開発パートナーへの意見聴取を通じて、タンザニア政府が設定する当該セクターの政策目標や達成指標の実現可能性を分析し、改善点を整理する。
 - (ウ) 上記ウや、エ(ア)～(イ)の活動を通じて得られた情報を踏まえ、定例・年次会合の論点を整理し、議長国を務める現地 ODATF の政策提言を支援する。
- カ 我が国企業を始め、タンザニアにおける民間投資が活発となるよう、特に運輸・交通セクターの観点から情報収集を行い、現地 ODATF に対して提言を行う。
- キ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICA タンザニア事務所に提出・説明する。

(3) 国内作業期間 (2015年8月上旬)

- ア 現地業務結果報告書を監督職員に提出し、現地派遣における業務結果及び次回現地派遣の業務計画について報告する。

- (4) 第2次現地派遣期間（9月上旬～12月中旬）
- ア 第2次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第2次派遣期間の業務内容の確認を行う。
 - イ 第1次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～カの業務を継続して行う。
 - ウ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
- (5) 国内作業期間（2015年12月下旬）
- ア 現地業務結果報告書を監督職員に提出し、現地派遣における業務結果及び次回現地派遣の業務計画について報告する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2016年1月下旬～3月上旬）
- ア 第3次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第3次派遣期間の業務内容の確認を行う。
 - イ 第1、2次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～カの業務を継続して行う。
 - ウ これまでの活動結果を踏まえ、運輸・交通セクターの政策面の課題をまとめ、今後の改善に向けた提言を行う。
 - エ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
- (7) 帰国後整理期間（2016年3月中旬）
- ア ①道路・交通セクター、民間セクター、財政支援における援助協調の動向、②今後実施していくべき我が国支援方向性、③我が国の政策提言に対するタンザニア政府の反映状況等の業務成果を取りまとめ、専門家業務完了報告書（和文）を作成する。
 - イ 最終現地派遣後、JICA主催の報告会に参加し、業務の最終報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（全体）
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣次）
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）、英文5部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所、タンザニア政府関係機関）
【想定される記載項目：①業務の具体的内容及び達成状況、②開発パートナーの支援動向、③収集資料の分析結果、④次期派遣における業務計画】
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）
【想定される記載項目：①業務全体の具体的内容及び達成状況、②運輸・交通セクター、民間セクター、財政支援の現状と課題、③今後の我が国支援の方向性、④我が国の政策提言に対するタンザニア政府の反映状況】

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒日本、もしくは、日本⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドーハ⇒日本を標準としますので、季節変動を踏まえ、より経済的、効率的な航路としてください。
- (2) 直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、平成27年度単価を上限とします。
(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年6月28日～7月29日、9月6日～12月19日、2016年1月24日～3月6日を予定していますが、前後数日の日程調整は可能です。各回の現地派遣期間については、渡航回数3回、全体180日を上限にプロポーザルにて工程の提案を行ってください。なお、現地派遣については、ドナー会合や政府主催の定例・年次会合、ミッション派遣のタイミングにあわせていますが、それらの多くが詳細な日程が確定していないため、派遣時期に変更が生じる場合があります。現地派遣に変更が生じた場合は、受注者側と協議の上、打合簿にて確認を行います。

② 現地での業務体制

本業務では、現地JICA事務所、日本大使館と密接な協議・連携のもと指定の業務内容に従い活動を行います。

③ 便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地JICA事務所が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

現地JICA事務所が執務スペースをアレンジします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

ア タンザニア国家開発計画：成長と貧困削減のための国家戦略（スワヒリ語で「MKUKUTA」）

http://www.povertymonitoring.go.tz/Mkukuta/MKUKUTA_MAIN_ENGLISH.pdf

<http://www.povertymonitoring.go.tz/Mkukuta/Mkukuta%20English.pdf>

イ ドナー共通の援助戦略「タンザニア合同援助戦略（Joint Assistance for Tanzania: JAST）」

<http://www.tzdpg.or.tz/external/home.html>

ウ 運輸省関連政策

<http://www.uwaba.or.tz/nationaltransportpolicy.pdf>

② 本業務に関する以下の資料が必要な場合は、JICAアフリカ部アフリカ第二課（03-5226-8275）にお問い合わせください。

ア 過去の本業務専門家（「援助協調を通じた運輸・交通セクター政策支援専門家」）の報告書

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上